

福井県立大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井県立大学学則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第59号）第29条の3第2項の規定に基づき、福井県立大学（以下「本学」という。）に在籍している学部学生が本学大学院の授業科目を履修すること（以下「早期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部学生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(履修資格)

第3条 早期履修ができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 履修時に本学の学部の3年次以上に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 進学を志望する研究科が定める要件を満たす者

(申請手続)

第4条 早期履修を希望する者は、原則として履修しようとする年度の始めの1月前（2月末日）までに大学院授業科目早期履修申請書（様式第1号）を所属学部の長に提出するものとする。

- 2 前項により申請できる研究科は、一の研究科に限るものとする。

(学部長の推薦)

第5条 所属学部の長は、本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは、大学院授業科目早期履修申請書に履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類を添えて、当該授業科目を開設する研究科の長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第6条 研究科の長は、前条の推薦に基づき審査の上、当該研究科の授業科目の履修を許可するものとする。

(履修科目)

第7条 第6条の規定により履修を許可された者（以下「早期履修者」という。）は、履修しようとする年度の開講期の始めに大学院授業科目早期履修登録申請書（様式第2号）を当該研究科の長に提出するものとする。

- 2 早期履修を許可された者が、学士課程の在学中に、履修科目として申請できる単位数は、10単位の範囲内で研究科が定める。
- 3 早期履修できる科目は、研究科が指定した科目群から選択するものとする。

(授業科目修了の認定および単位の授与)

第8条 授業科目修了の認定および単位の授与については、福井県立大学大学院履修規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第61号)第7条および第8条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第9条 早期履修者が修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

2 早期履修者が修得した単位は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

(授業料)

第10条 早期履修者が履修する本学大学院の授業科目に係る授業料は、徴収しないものとする。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

大学院授業科目早期履修申請書

令和 年 月 日

福井県立大学 研究科長 様

学部・学科

学籍番号

氏 名

貴研究科の授業科目を早期履修したいので、許可願います。

記

申請者の履修計画、目的等

所属学科の学科長、指導教員等の所見

教員氏名（自署）

本学部所属の上記申請者が、貴研究科の授業科目を履修することについて、教育上有益と認め、推薦いたします。

令和 年 月 日

福井県立大学

学部長

